

本庄税務署からのお知らせ

確定申告はお早めに！

平成19年分の確定申告・納税期限

所得税

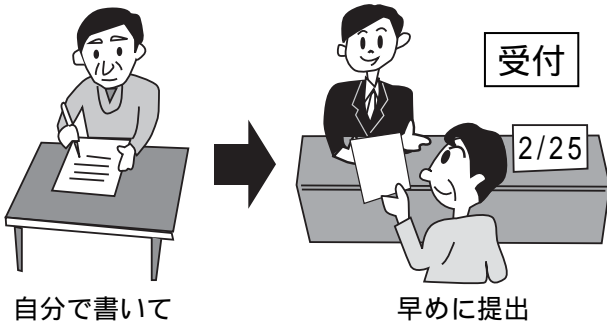
3月17日 まで

個人事業者の消費税および地方消費税

3月31日 まで



確定申告をするときは



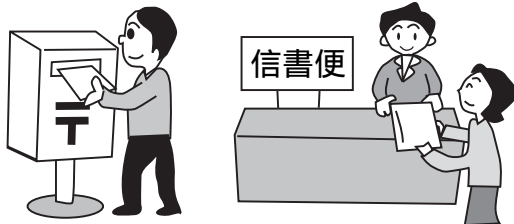
税務署の窓口で確定申告
確定申告期限が間近になると、税務署はたいへん混雑して、長時間お待ちいただくことがあります。申告書は自分で記入して、できるだけ早めに提出してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、申告書を作成することができます。作成した書類を印刷すれば、そのまま税務署に提出することができます。ご利用ください。

『e-Tax（国税電子申告・納税システム）』で確定申告

『e-Tax』は、自宅やオフィスからインターネットで申告や納税などができるシステムです。手続きのために税務署や金融機関に行く必要もなく、利用時間内であればいつでも手続きができるので、時間を有効に活用できます。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを引き継いで申告することも可能です。

『e-Tax』の利用には、事前の手続きが必要です。



期限に間に合うように
郵便(信書便)で提出を！

郵便(信書便)で確定申告

あらかじめ作成した申告書は、郵便(信書便)による送付で提出することができます。郵便(信書便)で提出した場合は、その郵便物(信書便物)の通信日付印に表示された日が提出日となります。

注意 郵便(信書便)以外の方法で送付した場合(例: 宅配便貨物)は、税務署に到達した日が提出日となります。

納税は、安全・便利な振替納税をご利用ください

振替納税は、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて税金を納付する制度です。納期限を忘れてしまうこともなく、納税のために現金を持ち歩く必要もないので安全で便利です。

振替納税を利用した場合、平成19年分の所得税の振替日(口座からの引落日)は4月22日、個人事業者の消費税および地方消費税の振替日は4月24日になります。



お問い合わせは、本庄税務署(2111)へ

【国税庁ホームページ】<http://www.nta.go.jp>【e-Taxホームページ】<http://www.e-tax.nta.go.jp>

ねんきん特別便が届いたみなさんへ 統合チャタンスを見逃さないで！

ねんきん特別便とは

「5、000万件の確認中の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お知らせしています。こんなメッセージが記された年金加入記録のお知らせが届いている人はいませんか。

社会保険庁では、基礎年金番号に統合されない約5、000万件の記録（宙に浮いた記録）とオンラインシステム

の記録を照合し、有力な手がかりが見つかった人に記録確認を促す「ねんきん特別便」を昨年12月中旬から送付しています。

特別便は、宙に浮いた記録と「氏名・性別・生年月日」の全部または一部が一致した人を対象に3月までをめどに順次送られています。

また対象とならなかった人でも、年金受給者、被保険者の順で今年中には通知され、全員が自分の記録を確認できるようになっています。



記録確認はじっくりと

3月までに通知が届いた人は記録漏れの可能性が高い人ということになります。が、「なりすまし」等による記録統合を防止するため、いつごろのどのような記録が統合できる可能性があるのか、といった情報は明記されていません。

また、氏名や生年月日に多少の違いがあっても一致とみなす照合プログラムなので、間違った人に通知してしまう場合もあります。

そのため、通知に記されているのはその人の基礎年金番号に含まれる記録だけなので、受け取った人は慎重にその記録を確認し、漏れている可能性のある記録に思いあたったら「照会票」で問い合わせる必要があります。

また、かなりの数の記録が照合できずに残る可能性もありますので、4月以降に特別便を受け取った場合でも統合できる場合があります。いずれにしても、記録が送

付された時は、ご自身で履歴を十分確認し、正しい年金記録に基づく給付が受けられるようにご協力をお願いします。

特別便のための「ねんきん特別便専用ダイヤル」(0570 058 555)も設けられていますので、ご利用ください。

「ねんきん特別便」の内容については、状況に応じて今後見直される予定です。詳しくは「ねんきん特別便専用ダイヤル」へお問い合わせください。

控除証明書のお問い合わせは専用ダイヤルへ
0570 00 9911

確定申告に添付する「社会保障料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問い合わせは、専用ダイヤルにお願いします。

昨年10月2日までに保険料を納付した人については、昨年11月に社会保険庁から送付済みです。それ以降に初めて納付した人については2月上旬に送付されることになっています。

年金についてのご相談・お問い合わせは下記へ

ねんきんダイヤル
電話相談専用ダイヤル 0570-05-1165
ねんきんあんしんダイヤル
年金記録の郵送受付 0120-657830
社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>
年金制度についての説明や、年金見込額の試算の申込みなど
熊谷社会保険事務所 048-522-5211
国民年金・厚生年金に関する相談、加入記録の確認など
本庁市民課年金保険係 1114
支所市民課年金保険係 ⑦1331(内線334)
国民年金の加入手続きや免除申請等の窓口。本庄市への国民年金納付記録の確認、その他の年金記録照会の取次ぎ等

国民年金保険料のお支払いは

お得な前納割引のご利用を

国民年金には一定期間の保険料を前払いすると割引になる「前納」制度があります。納付書払いと口座振替のそれぞれで前納することができます。

納付書で納める場合の割引額(平成19年度)

一年前納 3,000円(納期:4月末日)

年度途中から年度末 50円~2,510円

(納期:前納しようとする月の末日)

口座振替で納める場合の割引額(平成19年度)

一年前納 3,550円(4月末日引き落とし)

早割り 50円(通常は翌月末の引き落としのところその月末に引き落とし)

口座振替の一年前納を希望する人は、年金手帳または納付書・預(貯)金通帳・通帳届出印をご用意のうえ、2月中に金融機関または社会保険事務所で手続きをください。(申込用紙は市役所にも置いてあります。)

年度の途中で厚生年金等に加入した場合、前納した保険料は還付されます。

3月分の保険料からクレジットカードによる支払いも可能になります。(割引額は納付書払いと同額です。)